

## 改憲の「プレイボール」宣言を許すな

岡本 和之

通販生活がYOUTUBE上で公開した意見広告「9条球場」(<https://www.youtube.com/watch?v=EJtHnpZZA>)が話題になった。ご覧になった人も多いだろう。「GOKEN」チームのバッターがボックスに立つと、内野・外野には無数の「KAIKE」チームの野手が守備についている。バッターは「おかしいでしょう、不公平だよ」と抗議するが、アンパイアは「プレイボール」を宣言、打ったボールはたちまち捕球されてアウトになる。

2018年に民間放送連盟が、改憲に賛成または反対の投票を呼びかけるテレビ広告に量的規制を設けないと表明したことに付いて、「資金力で圧倒的に有利な改憲派が広告を大量に流す不公平な状態を生まぬか、英仏のように有料広告禁止が公平では」と訴える意見広告だ。

この「9条球場」の世界が決して大げさとはいえない状況が近づいてきている。耳を貸さない怪しいアンパイアが「プレイボール」を宣言しようとしているのだ。

### 激しさを増す憲法審査会開催をめぐる攻防

5月9日、衆議院憲法審査会を傍聴する機会に恵まれた。憲法審査会は憲法についてだけでなく、関連法制の調査・審議も行う。当日の審査会は、民放連の永原・田嶋両参考人から「憲法改正国民投票に係る有料広告の自主規制の検討状況について」の意見を聴取、その後質疑するという名目で開かれた。

野党は憲法審査会の開催を長らく拒んできた。それに対し自民党は「議論をしない野党」という批判キャンペーンを張り、改憲派の右派団体も援護射撃を行ってきた経緯がある。今、自民党は2018年提案の国民投票法改正案（内容は洋上投票や投票場に立ち入ることができる子ども年齢などについてなど）を通すことで国民投票の準備を整ったとして、憲法審査会を改憲発議モードに移行させることに躍起になっている。野党は資金力がものをいうテレビ広告規制など

国民投票法そのものの見直しが必要として自民党改正案の審議と採決に強く反対しているが、17日の幹事懇談会で自民党は再び23日に憲法審査会を開き同案の審議と採決、続く30日にテレビ広告規制についての質疑というスケジュールを野党に示して揺さぶりをかけてきた。16日には自民党下村改憲推進本部長が再び「議論をしない野党」批判発言を行なっている。

安倍首相が「改定憲法」の2020年施行を打ち出したのは、忘れもしない2017年5月3日の読売新聞1面トップのインタビュ記事「憲法改正20年施行9条に自衛隊明記」だ。市民意見広告運動が同紙の広告審査で言葉の使い方やデータの裏付けで苦勞していたころ、首相は単独インタビューを受けていたことになる。私たちが賛同者の貴重な寄付金を使って意見広告を出したのに、安倍首相は同じ日に口ハで自分の「悲願」を全国にバラまけたのだから、忘れるわけにはいかない。

そして、今年2019年5月3日、安倍首相は再び「改定憲法」の2020年施行を改憲派集会に寄せたビデオメッセージの中でおち上げた。また、部数的には2年前よりかなりマイナーだが、同日の産経新聞の単独インタビュー記事冒頭で「4月25日に衆院の憲法審査会が開催されたことは飲

迎いたいと思います」と語り（同日の憲法審査会で実質審議は行なわれていない）、後段でこう述べている。「（中略）平成29年の衆院選で自民党は自衛隊明記を真正面から公約に掲げ、国民の審判を仰ぎました。昨年の党総裁選でも私はこれを掲げて勝った。つまり党内の論争は終わったということです」。「国民の審判を仰ぎました」って、本当だろうか。あのとき、改憲は自民党のマニフェストの最下段にひっそり掲げられただけで、内容説明の行数もごくわずか。首相が応援演説で改憲のことに触れることもほとんどなかった。しかし、こういふときになると「国民の審判」を盾に自分の「悲願」を語り出す。質の悪い癖だとしか言いようがない。また同日、下村改憲推進本部長も選挙前に自民党改憲案を憲法審査会で発表すると公言している。

憲法審査会開催をめぐる与野党の攻防は風雲急を告げている、ということが出来る。選挙が挟まれることによって改憲スケジュールに狂いが出た感のあった自民党が、本来政治とは無縁でなければならぬ「改元」の社会のうかれ感を演出してうまく利用、「無理」と見られていた選挙前の憲法審査会への改憲案発表と臨時国会での発議を再び視野に入れていくからだ。「最低でも2国会にまたがる改憲審議」という

公明党との約束をクリアし、「改定憲法」の2020年施行を目指せば、自民党には今しかないという判断が働いたと言える。しかし、後述するが、肝心の国民投票法は隙間だらけの欠陥法。それを自民党の改正案だけ通してお茶を濁して使う、というのは土台無理がある。また、民放連の参考人聴取だけで1日かかるのに、残り数回しか開けない通常国会の憲法審査会で自民党改憲案を発表して発議の発射台に載せることなど常識では不可能だ。もし、そんなことを可能とするのなら「強行」以外ない。それを警戒し、国民投票法全体の見直しなどを求めて抵抗している野党を「議論をしない野党」と批判する方がおかしいと言ふ必要がある。

### 隙間だらけの国民投票法

5月9日の衆議院憲法審査会で民放連の参考人が述べた、国民投票運動のテレビ広告（賛成もしくは反対への投票を呼びかける）について自主規制を行わない理由は大きく以下の4つ。①憲法保障の言論の自由を侵すおそれがある、②インターネット広告の規模がテレビ広告のそれ（約20兆74億円）に並んでいる現在にテレビ・ラジオだけ規制を求められるのはおかしい、③放送日の規制がないテレビ意見広告（改憲への賛否を表

明する）についても国民投票法で投票前14日間の放送が禁止されている国民投票運動テレビ広告同様にその期間は取り扱わない



通販生活の意見広告「9条球場」（YOUTUBEより）

よう各参加事業体に推奨している、④長い民放広告取り扱いの経験から特定の広告が枠を独占することは考えにくい。

これに対し、立憲民主党の枝野委員が「現行法立法時、民放連はテレビ広告について自主規制を行なうと表明していた。それを行なわないと言うのなら、立法責任者として現行法は欠陥法と言うしかないのでは」と質問。しかし、民放連参考人は、「自主規制についてはそのときの参考人個人の意見」という答えに終始した。

国民投票前のテレビ広告規制については立法時から議論になっていた。最終的に当時の民主党から有料広告禁止の修正案も出されたが、「……放送業界自身からは自主規制が望ましいという意見があったこと……」（衆議院第96号、69ページ）という雰囲気の中、国民投票運動テレビ広告の禁止期間を7日から14日に拡大するという修正のみで国民投票法が成立してしまっている。

国民投票法で最も懸念される欠陥点は、「9条球場」が懸念しているように、国民投票運動テレビ広告とテレビ意見広告とにも量的（金銭的）上限規定がまったくないことだ。前者は政党交付金などが資金源となると考えられるが、そうなれば自民党つまり改憲派が圧倒的に有利なのは明白（2019年分で178億9400万円）。また、

後者についても自民党と一緒にあって「議論しない野党」キャンペーンを張っているような右派団体から多額の寄付金を受けられることを考えれば、改憲派の意見広告予算が改憲反対派のそれを大きく上回るののは確実だ。

もう一点、どちらのテレビ広告にしても、資金があればすぐ作って流せるものではない。市民意見広告運動が行なっている活字メディアへの意見広告掲載は、1紙ずつ1回ごとの契約だ。しかし、テレビ広告は大手広告代理店があらかじめバルクで確保している時間枠に後からはめ込む形になる。日本最大の広告代理店電通にずっと広告を作らせてきた自民党は、この点でも非常に有利だ。改憲派スポット広告がゴールデンタイム枠、改憲反対派のそれは早朝・深夜枠、ということにもなりかねない。資金に限りのある市民団体のテレビ意見広告など、「儲からない」と門前払いを食らう可能性もある。

さらに、現行の国民投票法は改憲だけに特化した、世界でも珍しいものだ。言い換えれば、安倍改憲仕様様に詭えてある法令だ。最低投票率が設定されていないことは立法時から問題視されていたが、憲法96条の範囲を超える可能性やボイコット運動誘発の危険性についての主張が勝り、反映される

ことはなかった。しかし、その結果、国民投票法では直接民主主義における民意の尊重という大事な点が曖昧になっている。先日の沖縄県民投票のように、投票資格者数の4分の1を超えた民意を行政が尊重するというような仕組みを持ち合わせていないし、その論議もされていないのだ。

それだけでなく、このことは特定年齢帯だけをターゲットに改憲宣伝を集中し、それを投票結果に結びつけるやり方を可能にする。G20大阪サミット前に吉本のお笑い舞台に登場したり、人気グループTOKIOとの食事写真をインスタグラムにアップしたり、最近の安倍首相の露出傾向にはその先触れが感じられるのだ。

国民投票法の問題点はこの他にも多々ある。それらをすっ飛ばし、憲法審査会を「悲願」達成の場にするとしか考えていない安倍改憲をこれ以上前に進めさせる訳にはいかない。また、安倍首相は今夏の選挙で何が何でも勝つために、衆院解散両院同日選挙、消費税増税再々々延期そして電撃訪朝といった隠し玉を全部出してくるかもしれない。一層の注視と行動が必要だ。

（おかもと・かずゆき／市民意見広告運動事務局）